

本宮市農業委員会 令和2年12月総会 議事録

1. 開催日時 令和2年12月21日（月）午後1時30分
2. 開催場所 本宮市役所 3階 「大会議室」
3. 出席委員

農業委員会委員

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1 番 渡邊 謙輔 | 2 番 遠藤 政幸 | 3 番 國分 政利 |
| 4 番 伊藤 隆一 | 5 番 石橋 廣基 | 6 番 三瓶 和彦 |
| 7 番 渡邊 善幸 | 8 番 三瓶 修藏 | 9 番 渡辺 喜一 |

農地利用最適化推進委員

- | | | |
|------------|-----------|-------------|
| 1 番 國分 隆一 | 2 番 川名 和弘 | 3 番 遠藤 栄太郎 |
| 4 番 國分 政彦 | 5 番 遠藤 俊雄 | 6 番 阿部 修司 |
| 8 番 遠藤 正任 | 9 番 國分 保 | 11 番 佐々木 清忠 |
| 12 番 佐藤 博衛 | | |

4. 欠席委員 推進委員7番 佐藤 一徳 委員 推進委員10番 大内 俊之 委員
5. 遅参委員 なし
6. 職員 事務局長 橋本 信人 農地係長 伊藤 晋平 主事 弓田 周平
7. 書記 事務局（農地係主事 弓田 周平）

事務局長	<p>それでは、次第により進めさせていただきます。</p> <p>欠席の通告は、推進委員7番 佐藤一徳委員、推進委員10番 大内俊之委員であります。遅刻の通告は、ありません。</p> <p>それでは、開会を会長職務代理者より申し上げます。</p>
会長職務代理者	<p>ただ今から、本宮市農業委員会12月定例会を開会いたします。</p> <p>時節の事柄</p>
事務局長	<p>続きまして、会長よりごあいさつを申し上げます。</p>
会長 渡辺喜一	<p>時節の事柄</p>
事務局長	<p>これより先は、本宮市農業委員会会議規則第7条の規定により、会長が議長を務め、議事を進行いたします。</p>
会長 渡辺喜一	<p>出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。</p> <p>次に議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>農業委員1番 渡邊謙輔 委員 農業委員2番 遠藤政幸 委員</p> <p>を指名いたします。</p> <p>次に、会期の決定ですが、本日限りと決定するに異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
会長 渡辺喜一	<p>異議なしと認め、会期を本日限りと決定いたしました。</p>
会長 渡辺喜一	<p>日程に従いまして、</p> <p>5. 報告「農地転用現地調査委員会報告について」報告を行います。</p> <p>農地転用現地調査委員長の報告を求めます。</p>

	(1番 渡邊謙輔 委員)
農地転用現地調査委員長	<p>調査委員長に選任されました、渡邊謙輔です。今回は、三瓶和彦委員、遠藤俊雄委員、佐々木清忠委員で調査を実施しました。</p> <p>去る12月10日、午後1時20分より、事務局からの説明後、申請人等の立会いのもと8件の現地を調査いたしました。</p> <p>議案第63号「農地の転用制限について」ですが、農地法第4条第1項の規定に基づくもので、「一般住宅敷地が1件」です。</p> <p>次に、議案第64号「農地の転用のための権利移動制限について」ですが、農地法第5条第1項の規定に基づくもので、「貸駐車場敷地が1件」、「車庫・倉庫敷地が1件」、「一般住宅敷地が1件」、「山砂採取場・駐車場敷地が1件」、「資材置場敷地が1件」です。</p> <p>件番1については、長年「資材置場敷地」として使用されておりましたが、資材等はすべて撤去されており、一部擁壁等は残っておりますが、原型復旧されておりました。なお、申請人より「顛末書」が提出されております。また、農業委員及び推進委員全員で現地確認をした案件であります。</p> <p>次に、件番2及び件番3についてですが、件番2については、20年以上前から「車庫・倉庫」が建設されており、件番3は砂利を敷き資材置場として使用していました。行政指導により、資材を移動し、砂利を剥がして原型復旧されておりました。なお、申請人より「顛末書」が提出されております。また、農業委員で現地確認をした案件であります。</p> <p>次に、件番5については、一部砂利を敷いて資材置場として使用しておりましたが、行政指導に基づき、砂利を剥がし、耕作土を敷き、原型復旧されておりました。なお、申請人より「顛末書」が提出されております。</p> <p>いずれの申請地も土砂等の流出及び周辺農地へ及ぼす影響はないことを確認いたしました。</p> <p>次に、議案第65号「現況確認申請願いについて」ですが、件番2の松沢字中田188番地、189番地、190番地については、竹や低木等はなく、草刈りをすれば、耕作できる状態で、原野化はしておりませんでした。また、件番1と、件番2のその他の地番については、すでに原野化しており耕作できるような状態ではありませんでした。</p> <p>よって、件番2の松沢字中田188番地、189番地、190番地の許可は「不相当」、件番1と件番2の松沢字下橋ツ辺69番地、87番地、松沢字中田1番地、238番地、稲沢字花畑40番地の許可は「相当」と判断しました。</p> <p>以上、現地調査委員会の報告といたします。</p>
会長 渡辺喜一	<p>続いて、報告第9号「農地法第18条第6項の規定による届出に対する報告について」、さらに、11月定例会での許可についての報告を事務局より報告いたさせます。</p>
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	<p>(事務局朗読・説明)</p> <p>11月定例会許可分は、11月25日付で、許可指令証を交付いたしました。</p>

会長 渡辺喜一	報告事項でありますので、質疑は行わないことといたします。 それでは、日程に従い、6. 付議事件議案の審議を行います。
会長 渡辺喜一	議案第 62 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく議案を上程します。 件番 1 について、事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願いいたします。
	(1 番 渡邊 謙輔 委員)
渡邊 謙輔委員	議案第 62 号件番 1 について、12 月 12 日に現地調査及び申請内容の確認を國分政彦委員といたしました。 当該地は耕作放棄地もなく、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。 以上の結果を踏まえ、件番 1 につきましては、許可適当と判断いたしました。 現地調査の報告といたします。
会長 渡辺喜一	現地調査に同行しました國分政彦委員から、報告することはありますか。
	(なし)
会長 渡辺喜一	それでは、議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め採決を行います。 議案第 62 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可とすることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 62 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可とすることに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	次に、件番 2 について、事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願いいたします。
	(5 番 石橋廣基 委員)
石橋 廣基委員	議案第 62 号 件番 2 について、12 月 11 日に現地調査及び申請内容の確認を國分保委員といたしました。 当該地は、傾斜地に木が数本あり、花が植えてある程度で耕作されておりましたが、譲受人より宅地横の畑であるため、所有権移転後は、農地として管理していきたいと話がありました。その他、申請内容を審査した結

	<p>果、不整合や不備は認められませんでした。</p> <p>以上の結果を踏まえ、件番 2 につきましては、許可適当と判断いたしました。</p> <p>現地調査の報告といたします。</p>
会長 渡辺喜一	<p>現地調査に同行しました國分保委員から、報告することはありますか。</p> <p>(なし)</p>
会長 渡辺喜一	<p>それでは、議案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑)</p>
会長 渡辺喜一	<p>質疑を打ち切ることに異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長 渡辺喜一	<p>異議なしと認め、採決を行います。</p> <p>議案第 62 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可とすることに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長 渡辺喜一	<p>異議なしと認め、議案第 62 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可とすることに決定いたしました。</p>
会長 渡辺喜一	<p>次に、件番 3 について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	<p>現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願いいたします。</p> <p>(1 番 渡邊 謙輔 委員)</p>
渡邊 謙輔委員	<p>議案第 62 号件番 3 について、12 月 13 日に現地調査及び申請内容の確認を國分隆一委員といたしました。</p> <p>当該地は耕作放棄地もなく、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。</p> <p>以上の結果を踏まえ、件番 3 につきましては、許可適当と判断いたしました。</p> <p>現地調査の報告といたします。</p>
会長 渡辺喜一	<p>現地調査に同行しました國分隆一委員から、報告することはありますか。</p> <p>(なし)</p>
会長 渡辺喜一	<p>それでは、議案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑)</p>
会長 渡辺喜一	<p>質疑を打ち切ることに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長 渡辺喜一	<p>異議なしと認め、採決を行います。</p> <p>議案第 62 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 は許可とすることに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長 渡辺喜一	<p>異議なしと認め、議案第 62 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3</p>

	条第1項の規定に基づく、件番3は許可とすることに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	次に、件番4について、事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	<p>それでは、件番4につきましては、農業委員4番の伊藤隆一委員が当事者となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することが制限されておりますので、ここで退席を求めます。</p> <p>暫時、休憩いたします。</p> <p>(4番 伊藤 隆一委員 退席)</p>
会長 渡辺喜一	<p>休憩前に引き続き、会議を行います。</p> <p>現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願いいたします。</p> <p>(2番 遠藤 政幸 委員)</p>
遠藤 政幸委員	<p>議案第62号件番4について、12月6日に現地調査及び申請内容の確認を阿部修司委員といたしました。</p> <p>当該地は耕作放棄地もなく、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。</p> <p>以上の結果を踏まえ、件番4につきましては、許可適当と判断いたしました。</p> <p>現地調査の報告といたします。</p>
会長 渡辺喜一	<p>現地調査に同行しました阿部修司委員から、報告することはありますか。</p> <p>(なし)</p>
会長 渡辺喜一	<p>それでは、議案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑)</p>
会長 渡辺喜一	<p>質疑を打ち切ることに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長 渡辺喜一	<p>異議なしと認め、採決を行います。</p> <p>議案第62号「農地の権利移動制限について」農地法第3条第1項の規定に基づく、件番4は許可することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長 渡辺喜一	<p>異議なしと認め、議案第62号「農地の権利移動制限について」農地法第3条第1項の規定に基づく、件番4は許可とすることに決定いたしました。</p> <p>それでは、退席しておりました、農業委員4番、伊藤隆一委員の復席を求めます。</p> <p>暫時、休憩いたします。</p> <p>(4番 伊藤 隆一委員 着席)</p>
会長 渡辺喜一	<p>休憩前に引き続き、会議を行います。</p> <p>次に、件番5について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)

会長 渡辺喜一	現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願いいたします。 (2番 遠藤 政幸 委員)
遠藤 政幸委員	議案第 62 号件番 5 について、12 月 12 日に現地調査及び申請内容の確認を遠藤俊雄委員といたしました。 当該地は耕作放棄地もなく、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。 以上の結果を踏まえ、件番 5 につきましては、許可適当と判断いたしました。 現地調査の報告といたします。
会長 渡辺喜一	現地調査に同行しました遠藤俊雄委員から、報告することはありますか。 (なし)
会長 渡辺喜一	それでは、議案に対する質疑を行います。 (質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。 (異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 62 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 5 は許可することに異議ありませんか。 (異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 62 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 5 は許可することに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	次に、件番 6 について、事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願いいたします。 (4番 伊藤 隆一 委員)
伊藤 隆一委員	議案第 62 号件番 6 について、12 月 6 日に現地調査及び申請内容の確認を阿部修司委員といたしました。 当該地は耕作放棄地もなく、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。 以上の結果を踏まえ、件番 6 につきましては、許可適当と判断いたしました。 現地調査の報告といたします。
会長 渡辺喜一	現地調査に同行しました阿部修司委員から、報告することはありますか。 (なし)
会長 渡辺喜一	それでは、議案に対する質疑を行います。 (質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。 (異議なし)

会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 62 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 6 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 62 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 6 は許可することに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	次に、議案第 63 号「農地の転用制限について」農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく議案を上程します。 件番 1 について、事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	それでは、議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 63 号「農地の転用制限について」農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 63 号「農地の転用制限について」農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	次に、議案第 64 号「農地の転用のための権利移動制限について」農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく議案を上程いたします。 件番 1 について、事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 64 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 64 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 2 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長

会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 64 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 64 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 3 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 64 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 64 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 4 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 64 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 4 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 64 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 4 は許可することに決定いたしました。

	次に、件番 5 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 64 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 5 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 64 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 5 は許可することに決定いたしました。 次に、議案第 65 号「現況確認証明願いについて」を上程します。 件番 1 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 65 号「現況確認証明願いについて」の件番 1 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 65 号「現況確認証明願いについて」の件番 1 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 2 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 65 号「現況確認証明願いについて」の件番 2 は、現地調査委員会報告のとおり「松沢字中田 188 番地、189 番地、190 番地」は不許可とし、「松

	沢字下橋ツ辺 69 番地、87 番地、松沢字中田 1 番地、238 番地、稲沢字花畑 40 番地」は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 65 号「現況確認証明願いについて」の件番 2 は、「松沢字中田 188 番地、189 番地、190 番地」は不許可とし、「松沢字下橋ツ辺 69 番地、87 番地、松沢字中田 1 番地、238 番地、稲沢字花畑 40 番地」は許可することに決定いたしました。 それでは、次に、議案第 66 号「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	それでは、11 頁の再設定・番号 24 番につきましては、農業委員 3 番の國分政利委員が当事者となっております。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参与することが制限されておりますので、ここで退席を求めます。 暫時、休憩いたします。 (3 番 國分 政利委員 退席)
会長 渡辺喜一	休憩前に引き続き、会議を行います。 それでは、11 頁の再設定・番号 24 の議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 66 号「農用地利用集積計画の決定について」再設定・番号 24 の議案は、本宮市長より送付された計画・案のとおり決定することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 66 号「農用地利用集積計画の決定について」再設定・番号 24 の議案は、本宮市長より送付された計画・案のとおり決定いたしました。 それでは、退席しておりました、農業委員 3 番、國分政利委員の復席を求めます。 暫時、休憩いたします。 (3 番 國分 政利委員 着席)
会長 渡辺喜一	休憩前に引き続き、会議を行います。 それでは、11 頁の再設定・番号 24 を除く議案に対する質疑を行います。 議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)

会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第66号「農用地利用集積計画の決定について」の議案は、本宮市長より送付された計画・案のとおり決定することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第66号「農用地利用集積計画の決定について」の議案は、本宮市長より送付された計画・案のとおり決定いたしました。 以上をもちまして、議案はすべて終了いたしました。
事務局長	本日の日程、全部を終了いたしました。 閉会を会長職務代理より申し上げます。
会長職務代理者	以上をもちまして、本宮市農業委員会12月定例会を閉会いたします。

令和2年12月21日

(閉会午後2時30分)

本宮市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

議長 _____ 渡辺 喜一 _____

議席1番委員 _____ 渡邊 謙輔 _____

議席2番委員 _____ 遠藤 正幸 _____